

# 平成28年度 田柄中学校いじめ防止基本方針 (6月改訂版)

いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に基づき、本校の実情に応じた、いじめ防止等の対策のための基本的な方針を定める。

田柄中学校いじめ防止基本方針には、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめへの対処」を主な項目とし、「学校がどのような子どもを育てようとしているのか」、そのために「教職員は何をするのか」、「家庭や地域とどう協力し合うのか」等を示す。

平成28年6月  
練馬区立田柄中学校

## 練馬区立田柄中学校いじめ防止基本方針

### 【目指す生徒像】

- ・いじめが人権をそこなう、許されない行為であることを理解し、絶対にいじめをしない。
- ・いじめを見すごさず、友達や信頼できる人と力を合わせて、いじめがなくなるように行動する。
- ・思いやりの心を大切にし、友達の喜びや心の痛みを、その人の気持ちになって感じたり、考えたりできる。
- ・一人一人のよいところをたくさん見つけ、自分も相手もかけがえのない存在として大切に作る。
- ・生活の仕方や文化、ものの考え方などにちがいがある人々とも進んで交流する。

### 【家庭・地域との連携】

学校の実態を公開するとともに、生徒を幾重にも支える体制を築くことを趣旨とする。

- 開かれた学校づくり  
授業参観・保護者会・各行事の公開
- PTA組織との連携
- 地域行事への教職員と生徒の参加
- 家庭への電話連絡・家庭訪問

### 【校内組織】

#### いじめ防止対策委員会

構成：校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、S.C.、学校いじめ対策推進教員

役割：いじめ防止基本方針の策定、

いじめの未然防止

いじめの早期発見

いじめへの早期対応

開催：月1回以上

### 【関係機関との連携】

迅速で効果的な対策をとるために次の機関との連携を強化する。

- 練馬区総合教育会議
- 練馬区教育委員会
- 子供家庭支援センター・児童相談所
- 民生・児童委員
- 学区小学校・隣接中学校
- スクールソーシャルワーカー
- 光が丘警察署 生活安全課

### いじめの未然防止

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

### いじめへの早期発見

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査（学期に1回）や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。※ 教育相談月間（6月、11月、2月）
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

### いじめへの対処

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。
- (3) 保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
- (4) 重大事態が発生した場合は教育委員会と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- (5) インターネット上のいじめが発生した場合は、いじめられている生徒を守るために、また情報の拡散を防止するために迅速に対応する。

### いじめへの防止等の取り組みの点検

- (1) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを定期的実施する。
- (2) 一年間のいじめ対応をした案件について、いじめ対策委員会による検証を行い、次年度の取り組みに生かす。

## 1. いじめの防止等の取り組みを推進していく基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、いじめは、どの学級でも、どの生徒にも起こり得ることから、誰もが安心して学校生活を送れるように、全教職員が共通理解を図り、同一歩調の下、いじめのない学校づくりに取り組んでいく必要がある。

また、学校と地域、家庭、その他の関係機関との連携も積極的に行っていくことも重要な課題である。いじめ防止の取り組みは、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめの定義 「いじめ防止対策推進法総則」より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2. いじめの防止等の対策のための組織

学校内において、以下の構成員により、いじめ防止等の組織的な取り組みを推進するための組織を置く。この組織を中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

また、「学校いじめ対策推進教員」を指名し、いじめ防止に向けた取り組みを今まで以上に推進していく。

- 組織名称：いじめ防止対策委員会
- 構成員：校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、S C  
学校いじめ対策推進教員
- 委員会の取り組み内容
  - ① いじめの防止等に関わる取り組み方針や具体的な対応について、企画・立案する。
  - ② いじめの未然防止、早期発見、早期対応の具体的な方策など、いじめ対策を推進する。
  - ③ いじめ事案発生時はその対応を協議する。
- 開催月1回以上

## 3. いじめの未然防止の取り組み

「いじめが起らない学校づくり」を目指し、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも、どの学校にも起こり得る」という認識をすべての教職員が持ち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育て、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。そのために、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に力を入れて取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
  - ① 望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
  - ② 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。
  - ③ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりに努める。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
  - ① 生徒会で「いじめ防止キャンペーン」を行うなど、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。
  - ② 生徒会活動・部活動など異学年交流を通して、生徒が互いに認め合い、信頼し合う人間関係づくりを目指す。
  - ③ 活動の中に自己の役割を見いだすことにより、前向きな意欲を持たせる。

- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や体験活動などを推進する。
- ① いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させる。
  - ② 人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
  - ③ 道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- ① 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
  - ② 常に危機感を持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
  - ③ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
  - ④ 「SNS学校ルール」を策定し、インターネット等によるいじめの未然防止に努める。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。
- ① 情報モラル教室協議会などを通し、地域・関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
  - ② PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
  - ③ いじめの持つ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、学校HPや学校・学年だよりなどによる広報活動を積極的に行う。

#### 4. いじめへの早期発見の取り組み

---

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人の気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

また、生徒に関わるすべての情報を教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集することも大切である。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
  - ① 子どもの声に耳を傾ける。（アンケート調査、生活ノート、個別面談等）
  - ② 子どもの行動を注視する。（チェックリスト、ネットパトロール等）
  - ③ 「生徒がいるところには教職員がいる」ことを目指し、生徒とともに過ごす機会を教職員が積極的に設ける。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
  - ① ふれあい月間（6・11・2月）を始め、毎月のアンケート調査や教育相談を実施する。
  - ② 生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが必要である。
  - ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、SC・心のふれあい相談員等を積極的に活用する。
- (3) 生徒およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
  - ① 保護者がいじめに気づいたときに、即座に学校へ連絡・相談できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
  - ② 問題が起こったときだけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。日頃から、生徒のよいところや気になるところなど、学校のようにすについて連絡・相談しておくこと。
  - ③ 地域行事への参加、関係機関との情報共有など、日常的な連携を心がける。

## 5. いじめへの対処

いじめの兆候を発見したときには、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。また、発見・通報を受けた場合には、いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速に事実確認と適切な指導を行い、特定の教員で抱え込まず組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る必要がある。

- (1) いじめられている生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
  - ① いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
  - ② いじめられる生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
  - ③ 周囲の生徒には、傍観がいじめの助長につながり、いじめていくことと同じであることを理解させる。
  - ④ いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。

### 握すべき情報例

- ① 誰が誰をいじめているのか（加害者と被害者の確認）
  - ② いつ、どこで起こったのか（時間と場所の確認）
  - ③ どんな内容のいじめか、どんな被害を受けたか。（内容）
  - ④ いじめのきっかけは何か。（背景と要因）
  - ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか。（期間）
- ※ 生徒の個人情報、その取扱いに十分配慮すること

- (2) 事実確認を迅速に行うとともに、教職員全員の共通理解を図る。
  - ① いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている生徒から聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など、第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
  - ② 短時間で正確な事実関係を把握するため、また、学級担任等が抱え込むことのないよう複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもと教職員間の連携と情報共有を随時行う。
- (3) 保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。
  - ① 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
  - ② 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
  - ③ 必要に応じて、教育委員会・学校教育課の人権生徒指導班の活用を図る。

### 対応経路

いじめ情報のキャッチ

いじめ防止対策委員会の招集

正確な実態把握

指導体制、方針決定  
(全職員による共通認識)

生徒への指導・支援

今後の対応

(市教委への報告・関係機関との連携)

(保護者との連携)

- (4) 重大事態が発生した場合は教育委員会・総合教育会議と連携し調査を行う。調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。
- ① 重大事態が発生した場合は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするため、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を実施する。
  - ② 教育委員会を通じて、速やかに区長へ重大事態発生について報告する。
  - ③ 当該生徒およびその保護者に対し、適時・適切な方法で調査結果を提供する。

#### 重大事態とは

- ◎ いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき  
例えば、
  - ・生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
- ◎ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- (5) インターネット上のいじめが発生した場合は、いじめられている生徒を守るために、また情報の拡散を防止するために迅速に対応する。
- ① 掲示板管理者、ブログ作成者、サイト管理者らへの削除依頼を要請する。
  - ② 検索サイト運営会社に検索結果からキャッシュの削除を要請する。
  - ③ いじめた生徒については、書き込み内容が法律に違反することを十分に理解させる。
  - ④ いじめられている生徒の保護者には、削除要請方法や相談窓口などの情報を提供する。

## 6. いじめ防止等の取り組みの点検

いじめ防止等の取り組みを定期的に点検する。「いじめ防止基本方針」の定期的に見直すことで、教職員の意識を高めるとともに、課題を洗い出し、学校の実態に応じた組織的かつ計画的な指導を行えるように改善することが重要である。

- (1) 学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを定期的実施する。
  - ① 保護者・教職員を対象とした、年2回の学校評価アンケートを実施する。
  - ② いじめ防止対策委員会を3月に開催し、アンケート結果を踏まえ、点検・見直しを行う。
  - ③ 練馬区教育委員会いじめ問題対策方針の改訂内容を受け、点検・見直しを行う。
- (2) 一年間のいじめ対応をした案件について、いじめ対策委員会による検証を行い、次年度の取り組みに生かす。
  - ① 未解決の案件について、保護者・関係諸機関と現状の確認をとり、新たな対応方法を検討する。
  - ② 解決の案件についても、事後の状況を確認する。
  - ③ 同様の事態の発生を防止するための方策を検討し、次年度の学校いじめ防止基本方針に盛り込む。

## 7. 年間計画

いじめが起こらない学校づくりのために、以下の取り組みを実施する。

いじめが起こった場合の取り組みは、委員会の開催により、との都度計画を立案する。

	生徒・保護者に向けた取り組み	委員会としての取り組み
4月	保護者会での周知 相談機関一覧の配布 新年度アンケート	定例会議 学校いじめ防止基本方針の周知 新年度アンケート点検
5月	三者面談での聞き取り 生徒会によるSNS学校ルール検討 SCによる全員面接	三者面談内容点検 ふれあい月間計画
6月	ふれあい月間（生徒会いじめ防止活動） いじめアンケート セーフティー教室	校区別協議会での小中情報交換 いじめアンケート点検・報告 警察等関係諸機関との情報交換
7月	学期末アンケート 保護者会での周知 情報モラル教室	学期末アンケート原研 いじめ実態調査取りまとめ 保護者・関係諸機関との情報交換
8月	いじめ防止標語の作成	いじめについての校内研修
9月	新学期アンケート 相談機関一覧の配布 いじめ防止ロゴマークの作成	新学期アンケート点検 学校評価での点検
10月	いじめ防止キャンペーン計画 三者面談での聞き取り	いじめ防止授業の内容検討 ふれあい月間計画
11月	ふれあい月間（生徒会いじめ防止活動） いじめアンケート いじめ防止に関する授業	いじめアンケート点検・報告
12月	学期末アンケート 三者面談での聞き取り	学期末アンケート点検 学校便りで取り組みを周知
1月	新学期アンケート 相談機関一覧の配布 いじめ防止に関する講話	新学期アンケート点検 いじめ防止事例発表会
2月	ふれあい月間（生徒会いじめ防止活動） いじめアンケート	学校評価での検証 いじめアンケート点検 新入生保護者会での取り組み周知
3月	学期末アンケート 保護者会での周知	学期末アンケート点検 いじめ事案の再点検 学校いじめ防止基本方針改定 次年度年間計画の策定